

終局事件記録の閲覧等申請について（お知らせ）

令和5年7月10日

富山地方裁判所

富山家庭裁判所

富山地方・家庭裁判所高岡支部、高岡簡易裁判所（以下、「高岡支部等」という。）庁舎新営に伴い、同庁に保管する地裁、家裁、簡裁の事件記録のうち一部を、庁舎外の場所で保管することになりました。

これに伴い、令和5年7月18日から、高岡支部庁舎外に保管中の事件記録については、閲覧等申請の即日対応ができなくなります。

については、閲覧等申請の取扱いを下記のとおり変更しますのでお知らせします。

記

1 対象となる事件記録

高岡支部等に係属し、終局した地裁（刑事事件を除く。）、家裁、簡裁（刑事事件を除く。）の事件記録のうち、終局後5年を経過した事件記録

2 閲覧等可能日

1の事件記録について、原則として、平日の午前中までに閲覧等申請がなされたものは、翌日の午後2時以降に閲覧等を行うことができるようになります（翌日が土曜、休日にあたるときは、その翌開庁日）。

3 事前の閲覧申請

1の事件記録の閲覧等に関しては、あらかじめ郵便等で申請書（申請書には日中連絡が取れる連絡先を記載してください。）を提出して

ください。これに基づいて閲覧希望日までに当該事件記録を取り寄せておきます。

なお、閲覧希望日に事件記録の取り寄せが間に合わない場合は、電話連絡の上、閲覧希望日を調整させていただきます。

4 取り寄せた事件記録の保管期間

閲覧希望日から1週間は高岡支部等に事件記録を保管しておきますが、その間に閲覧等がない場合は、閲覧等申請を撤回したものと取り扱います。

もし、1週間以内に閲覧できない場合は、担当係までご連絡ください。

5 その他

閲覧等申請について、許可が出るまでに時間がかかることもありますし、申請どおり認められない場合があります。

その他御不明の点がありましたら、富山地方裁判所高岡支部庶務課（電話番号代表0766-22-5151）までお問い合わせください。

以 上